

議案第 15 号

原子力損害の賠償に関する紛争についての和解について

原子力損害の賠償に関する紛争に関し下記のとおり和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年6月12日提出

市川市長 村越 祐民

記

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

2 紛争の概要

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して市川市が平成28年3月31日までに行った放射能対策に要した費用(公費により補填されたものを除く。)のうち、市川市が相手方に賠償を請求したにもかかわらず、相手方と支払の合意に至らなかった費用147,945,596円並びに当該費用の額及び支払済みの費用の額に対する各損害項目における損害発生日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

3 和解の内容

原子力損害賠償紛争解決センター平成29年(東)第787号事件(以下「本件」という。)につき、申立人市川市(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次

のとおり和解する。

(1) 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

(2) 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記(1)記載の損害項目（前記(1)記載の対象期間に限る。）についての和解金として、金27,411,000円の支払義務があることを認める。

(3) 支払方法

被申立人は、申立人に対し、前記(2)記載の和解金27,411,000円を、申立人が署名（記名）押印した本和解契約書原本を被申立人が受領した日の翌日から14日以内に、申立人が指定する口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は、被申立人の負担とする。

(4) 清算条項

申立人と被申立人は、前記(1)記載の損害項目（前記(1)記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

(5) 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

平成29年（東）第787号（申立人：市川市 被申立人：東京電力ホールディングス株式会社）

和解契約書 別紙

（単位：円）

費目 No.	損害概要	内訳 番号	年度	損害項目（内訳）	和解金
1	河川・海域底質 調査委託	1	23	海域底質調査委託	84,000
		2	23	土壌中放射性物質濃度測定業務委託（海域底質）	
2	市川市市民プ ール水放射性 物質測定	4	24	市川市市民プール水放射性物質測定	71,000
		5	24	市川市市民プール水放射性物質測定	
		6	25	市川市市民プール水放射性物質測定	
		7	25	市川市市民プール水放射性物質測定	
3	市川市クリー ンセンター放 射性物質検査 委託	8	24	市川市クリーンセンター放射性物質検査委託	410,000
		9	25	市川市クリーンセンター放射性物質検査委託	
		10	26	市川市クリーンセンター放射性物質検査委託	
		11	27	市川市クリーンセンター放射性物質検査委託	
4	機能維持管理 分析業務委託 （重金属）	12	24	飛灰分析業務委託	490,000
		13	25	機能維持管理分析業務委託	
		14	26	機能維持管理分析業務委託	
5	機能維持管理 分析業務委託 （重金属以外）	16	24	焼却灰分析（重金属等）業務委託	400,000
		17	25	機能維持管理分析業務委託	
		18	26	機能維持管理分析業務委託	
		19	27	機能維持管理分析業務委託	
6	空間放射線量 測定器校正業	22	25	簡易式空間放射線量測定器校正業務	330,000

	務	23	26	簡易式空間放射線量測定器校正業務	
9	燃料費	28	24	空間放射線量測定に係る燃料費	55,000
		29	25	空間放射線量測定に係る燃料費	
10	出張旅費	33	24	栗原市出張旅費分	51,000
11	空間放射線量測定(押し時間外)	34	24	空間放射線量測定(押し時間外)	1,030,000
		35	25	空間放射線量測定(押し時間外)	
14	農産物検査(押し時間外)	42	24	農産物の検査(押し時間外)	460,000
		43	25	農産物の検査(押し時間外)	
		44	26	農産物の検査(押し時間外)	
15	KALM 反応生成物ライン修繕	46	23	KALM 反応生成物ライン修繕	1,730,000
16	KALM 移送コンベア他修繕	47	24	1・2号炉 KALM ホッパ下修繕	6,320,000
		48	24	1・2号炉脱塩装置修繕	
		49	24	KALM 移送コンベア修繕	
		50	24	KALM 内外部清掃業務委託	
17	焼却灰(反応生成物)処分委託 処分先変更に係る増額分	51	24	焼却灰(反応生成物)処分委託 処分先変更に係る増額分	13,670,000
		52	25	焼却灰(反応生成物)処分委託 処分先変更に係る増額分	
		53	26	焼却灰(反応生成物)処分委託 処分先変更に係る増額分	
18	反応生成物積出場修繕	55	24	反応生成物積出場シュート改造他修繕	2,050,000
		56	24	反応生成物積出場操作盤他修繕	
19	反応生成物保管用コンテナバッグ(5月分)	57	24	反応生成物保管用コンテナバッグ(5月分)	260,000
合計					27,411,000

理 由

原子力損害の賠償に関する紛争について、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介に鑑み、当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものである。